

平成30年2月13日
金 融 庁

無登録で仮想通貨交換業を行う者について (Blockchain Laboratory Limited)

無登録で仮想通貨交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16. 仮想通貨交換業者関係Ⅲ-1-4 (2) ②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・ 業 者 名 等 : Blockchain Laboratory Limited
代表者 JAY LIU
- ・ 所在地又は住所 : 13A The Macau Square, Macau, Macau
- ・ 内 容 等 : インターネットを通じて、仮想通貨の売買の媒介を行っていたもの
- ・ 備 考 : 登記簿上の業者名等は「BLOCKCHAIN LABO TECHNOLOGY DEVELOPMENT LIMITED」、「所在地又は住所」は「Av. Do Infante D. Henrique, n° s 47-53, The Macau Square, 13 th Floor, Room A, em Macau」との情報あり。
仮想通貨に関するセミナーを各地で開催。

※上記は、勧誘資料等に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地又は住所」は虚偽の可能性があります。

[金融庁ホームページ「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」\(警告書の発出を行った無登録の海外所在業者\)へリンク](#)

[関東財務局ホームページ「無登録で金融商品取引業等を行う者について \(Blockchain Laboratory Limited\)」へリンク](#)

連絡・問い合わせ先
金融庁 監督局 総務課
仮想通貨モニタリングチーム
TEL 03-3506-6000 (代表)